

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月29日
照会部署 東北ブロック本部適用支援G
照会担当者 吉田 健司
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小澤

(案件)

(受付番号) 2010-107	産休期間中に昇格した場合の随時改定について
--------------------	-----------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

平成22年10月に、昇格し、(産後休暇中で無給)12月より職場復帰し、昇格後の報酬を受けている。
その場合は、随時改定となるか。随時改定となる場合は、12. 1. 2月の3月改定でよいか

昭和36年1月26日付保発4号2-(2)(3)「・・・昇給月以後、継続して3ヶ月間に受けた報酬を基礎とすること」とある。

一方で、同通知、2-(4)において、「・・・昇給が遅及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること」とある

(回答)

実際に昇給後の報酬を受けることになった12月から起算し、3月改定となる。
(根拠) 標準報酬の改定の時期については、たとえ2等級以上の昇給があったとしても、昇給した報酬の継続した3ヶ月間の実績が確保された月の翌月から改定が行われることになる。(昭和54年8月31日裁決より)

回答日 平成22年3月26日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 山上
(軽微なものについてはグループ長)